

「都心商業地でのおもてなし環境整備事業」委託事業者募集要領

1. 目的

神戸港へのクルーズ客船の入港に伴い、乗船客等が旅客ターミナルから元町・三宮の都心商業地を訪れると見込まれることから、おもてなしと歓迎の一環として、買物や飲食、観光案内等の受入体制を整えることにより、神戸に対する好感度の向上と更なるクルーズ客船の入港につなげていくことを目的とする。

2. 委託業務の内容

別紙「委託仕様書」のとおり

3. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託契約金額の上限（予定）

42,638,000 円（消費税、地方消費税を含む）

本委託業務の完了後に、精算して支払う。

※本公募は令和 8 年度神戸市予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託を行わない。

5. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこと。（但し(1)～(2)、(4)～(12)の要件については共同企業体構成員すべて満たすこと。）

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解・賛同し、これを推進しようとする意欲があり、本業務を的確に遂行するに足りる能力および関連する事業実績を有する者であること。
- (2) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (3) 委託者の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に

- よる手続きをしている団体でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (12) 国税および地方税を滞納していないこと。

6. 選定スケジュール

1月19日（月）	募集要領配布、質問受付、応募受付開始
1月26日（月）17:00	質問票締切（必着）
1月30日（金）予定	質問回答日
2月9日（月）17:00	応募書類提出締切（必着）
2月下旬頃	事業者企画提案会
3月上旬頃	選定結果を通知

7. 募集要領の配布方法

(1) 募集要領の配布期間

1月19日（月）から2月9日（月）まで

(2) 募集要領の配布場所

一般財団法人神戸観光局港湾振興部ホームページ内からダウンロード

<https://www.kobe-meriken.or.jp/>

※郵送及び用紙の配布は行わない。

8. 応募手続き等

(1) 提出書類

① 応募申込書（「様式1」）1部

② 企画提案書 7部

- ・当事業又は類似事業のこれまでの受注実績をすべて記載すること。
- ・「都心商業地（元町及び三宮等）、及び神戸ポートターミナルおよび中突堤旅客ターミナルへの英語又は中国語が話せるコンシェルジュの配置」について、拠点数、各拠点へのスタッフの配置人数及び対応言語、各拠点でのおもてなしイベントの企画案（内容を具体的に記入）を記載すること。
- ・外国人船客向けの観光案内所を運営するにあたって、工夫点がある場合は記載すること。
- ・その他、当事業遂行にあたって、特記すべき提案内容があれば企画案を記載すること。

③ 見積書 1部

- ・総額だけでなく、内容の詳細（人件費、業務ごとに係る経費等）まで記載すること。

④ 実施体制図 1部

- ・事業実施当日の体制及び受託期間中の連絡体制を記載すること。

⑤ 企業の概要がわかる資料 1部

- ・設立趣旨、事業内容、事業実績等がわかるもの
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・法人登記簿謄本の写し
- ・財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書等）

※なお、共同企業体の場合は、それぞれの企業について提出すること。合わせて共同企業体協定書の写しも提出すること。

(2) 受付期間

1月19日（月）から2月9日（月）までの9:00から17:00の間（12:00から13:00の間、及び土・日・休祝日を除く）

(3) 受付場所

一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課（所在地は13. 提出先参照）
郵送での受付也可。2月9日（月）17:00必着。

※郵送の場合は、行き違いを防ぐため、上記時間帯に電話連絡を行うこと。

9. 質問の受付

「質問票（様式2）」に必要事項を記入のうえ、Word ファイル又は PDF ファイルで作成し、件名を「質問票の送付」としてEメールにて送信すること。

なお、行き違いを防ぐため、送信後、電話連絡を行うこと。（9:00から17:00の間（12:00から13:00の間、及び土・日・休祝日を除く））

(1) 送信先

一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課（メールアドレスは13. 提出先参照）

(2) 質問票締切

1月26日（月）17:00必着

(3) 質問への回答

回答は1月30日（月）予定で神戸観光局港湾振興部ホームページに掲載する。（なお、質問票以外での質問は受け付けない）

10. 業者選定方法について

(1) 企画提案会（プレゼンテーション）

- ・提出された企画提案書等の記載事項について書類審査を行い、募集要領が遵守されていることを確認のうえ、応募事業者に対して企画提案会の開催案内を送付する。
- ・企画提案会では、事前に提出した8. に定める企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

(2) 評価基準

① 業務遂行能力（35点）

（実施体制、知識・ノウハウ、類似事業の受注実績 等）

② 企画提案内容（45点）

（歓迎ムード、ミニイベント等の演出方法、コンシェルジュの配置と教育および観光案内所の運営、都心商業者等との連絡調整及び連携 等）

③ 事業経費（見積金額）（10 点）

（所要経費の妥当性、明確性）

④ 地元加算（10 点）

（3）選定結果の通知

3 月上旬頃に応募事業者全員に選定結果を通知するとともに、神戸観光局港湾振興部ホームページで委託予定事業者を公表する。但し、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

（4）失格

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は直ちに失格とする。また失格に伴い当法人に損害が発生した場合には、応募事業者が一切の責任を負う。

① 提出書類に虚偽の記載をした場合

② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

③ 応募資格を満たしていない場合

④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1 1. 契約の締結等

（1）一般財団法人神戸観光局業務委託契約約款を適用して、委託予定事業者と一般財団法人神戸観光局との間で、委託契約を締結する。

（2）委託予定事業者が辞退又はこの募集要領の規定に違反した事等の理由により、この業務を受託できなくなった場合は、次点者と委託契約を締結できるものとする。

1 2. その他の留意事項

（1）提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。

（2）応募者からの提出物は、返却しない。また、提出後の内容の修正及び変更は認めない。

（3）提出書類は、提出者に無断で使用することはない。

（4）提案内容は当法人に帰属するものとし、当法人の許諾なく第三者に公開、提供しないこと。

（5）著作権侵害があった場合、応募者が一切の責任を負う。

（6）実際の業務運営の詳細に関しては、委託者と都度協議して決定することとする。

（7）本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとし、当該事業の目的に照らして誠実に対応すること。

1 3. 提出先／問い合わせ先

一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 客船プロモーション課 担当：松岡、守川

神戸市中央区波止場町 2 番 2 号

電話 078-327-8985、Fax 078-332-4739

E メール kobe-portterminal@kcva.or.jp